

司法書士法人 なのはな法務事務所 ニュース

■鹿兒島事務所
〒892-0842 鹿兒島市東千石4番33号
フィオーレ東千石902
TEL 099 (814) 8088
FAX 099 (814) 8089

■指宿事務所
〒891-0401 指宿市大牟礼1丁目11番8号
TEL 0993 (24) 5252
FAX 0993 (24) 5501

一部報道でご存知の方もいらっしゃると思いますが、平成21年3月28日鹿兒島派遣村を開村しました。

鹿兒島派遣村は、連合鹿兒島、県労連、NPO法人鹿兒島ホームレス生活者支えあう会、社会保険労務士、社会福祉士、精神保健福祉士、司法書士等の専門家で構成された団体で、派遣切り等により職と住まいを失った方々の支援を行うために活動を行い、当事務所の職員も専門家及びボランティアとして参加させていただきました。

派遣村の活動は主に

- 夜回り活動
- 相談会活動（3月30日～4月4日）
- シェルター事業（3月28日～4月4日）
- 健康相談に関する支援
- 就労に関する支援を行いました。

鹿兒島派遣村報告

ご挨拶

司法書士試験に合格した濱川維子と申します。

1月中旬から約2ヶ月間の研修を修了し、3月23日から指宿のなのはな法務事務所に勤務しております。大学では法律を勉強していたため、将来は法律を通して人の役に立つことができないだろうかと考えるようになったことが、司法書士を目指したきっかけです。

これまで勉強を続けてこられたことや、支えてくれた目には見えない多くの人に対する感謝の心をいつまでも忘れないで、精一杯社会に恩返ししていきたいと思っています。仕事を始めて2か月になりますが、これまで勉強してきたことを実務に応用することはとても難しく、初めてのことや慣れないことに戸惑ってばかりで毎日があっという間に過ぎていきます。大変なことが多いですが、焦らず、一つ一つをしっかりと学んでいきたいと考えています。微力ではありますが、精一杯がんばりたいと思います。

(司法書士 濱川維子)

平成21年3月31日付で当事務所を退職することになった司法書士の岩切と申します。

入社して2年6ヵ月、少しでも消費者の方々の力になるべくひたすら邁進してまいりましたが、このたび、鹿兒島市吉野町3216-5（電話：099-213-9655）に「かぜのおか司法書士事務所」という名前で独立することになりました。

吉野でも、身近で気軽に相談できる法律家としてより一層精進いたしますので、今後ともなのはな事務所ともどもよろしく願いいたします。

(司法書士 岩切康広)

～開業だより～

「徳之島での開業」

指宿市のなのはな法務事務所約3年間経験を積ませて頂き、今年の2月から徳之島で「うみかぜ司法書士法務事務所」を開業しました。なのはな事務所にいる間、鹿兒島県司法書士会の事業の一環「島々相談会」の法律相談員として徳之島を訪れる機会が幾度もありました。その中で、徳之島におけるいわゆる司法過疎というのを肌で感じ、この地で開業することになった次第です。もちろん徳之島の自然の豊かさに惹かれたのもありますが、少しだけ島の事を書きますと、全く理解不能高速な「島口（しまくち）」や20センチ超ズッキーニ、宇宙人の頭のような島キャベツなど内地にいる時とは違った環境に最初はすごく異文化を感じました。しかし3ヶ月ほど経った今は、ずっとここに住んでいるかと錯覚してしまう時もある今日この頃で、自分の適応力に我ながら驚いています。仕事の方も、初日にはまったく人が訪れることもなく電話も鳴ることもなかった事務所でしたが、今ではお客さんが来られ電話も鳴る様になり、少しずつではありますが事務所として体裁がなんとか整いつつある感じです。

この地に骨を埋める覚悟で司法過疎の解消のためにやってきましたが、これから色々な困難が待ち受けていると思います。その時には、なのはな事務所にいる時に芝田さん・梅垣さんから学んだ事を思い出して一生懸命取り組んでいきたいと思っています。(司法書士 柏村考兵)



3月28日に行われた夜回り活動には46名のボランティアが参加され、鹿兒島市内各所を巡回しました。その結果、49名の野宿生活者の方々がおられることを確認（目視や生活痕の確認を含む）し、実際に面談・相談された方々は、翌日からの相談会に参加いただき、シェルターへの入居につながるなどの成果を得ることが出来ました。

3月30日から1週間行われた相談会には、のべ24名の方から電話または面談による相談を受け、社会保険労務士・司法書士らの専門家と労働組合職員がその対応にあたりました。その結果、10名の方が生活保護の申請をされ、市営住宅に入居するなど3名の方が離職者支援施策の利用手続が行われたことが確認されています。

シェルターには7名の方が入居し、多くのボランティアの方々の協力を頂き、食事の提供や相談会を行い、生活保護等を利用して既にアパートに入居された方もいらっしゃ

いました。これらの派遣村活動を通じて、私達は、職と住まいを失い、困窮の果てにあつた方々が住居を確保し安定した生活の第一歩を踏み出すためのお手伝いをする事ができたということが最大の成果であると考えます。

しかし、支援を受けた方々それぞれ抱える課題の解決のためには、今後も支援が必要です。特に就労支援に関しては、これからスタートというべきであると思えます。

さらに、私たちは、活動を通じて、現在職を失い、住まいを失い孤立し困窮している方々に対して必要な支援がなんなのか、体と心で感じる機会を得ることができました。こうした活動の成果は、今後様々な形で活かしていくべきものであると考えます。

シェルターの提供や、相談会の実施は4月4日までだったため、現在鹿兒島派



遣村実行委員会において、相談会やシェルターの提供などを、今後とも継続できるように協議を重ねておりますが、現在のところ今後の具体的活動は未定です。しながら私達が行った活動の成果を様々な形で活かせるよう協議を進めていく予定です。

なお、鹿兒島派遣村の事務局は当事務所で行っておりますので、派遣村に関するお問い合わせ、ご相談は当事務所でも承っております。

事務員たより

なんとなくフラを習い始めて早1年半。最初はかなり幅広い年齢層でゆるゆるな動きだったのに、最近はクラスも変わり、タヒチアンダンスも並行して練習し始めたから、筋肉痛だかなんだか分からない痛みで体はガタガタ。でもタップリ汗かいて練習後はとっても気持ちいいです。そう、まるで体の中の悪いものが流れ出ていくかのようで…。

大好きなアルコールもポテトチップも控えめで頑張ってます。

そして先日は指宿のフラフェスティバルで踊ってきました。今年は2回目の参加。緊張で頭の中は真っ白。でも楽しい1日でした！（事務員U）

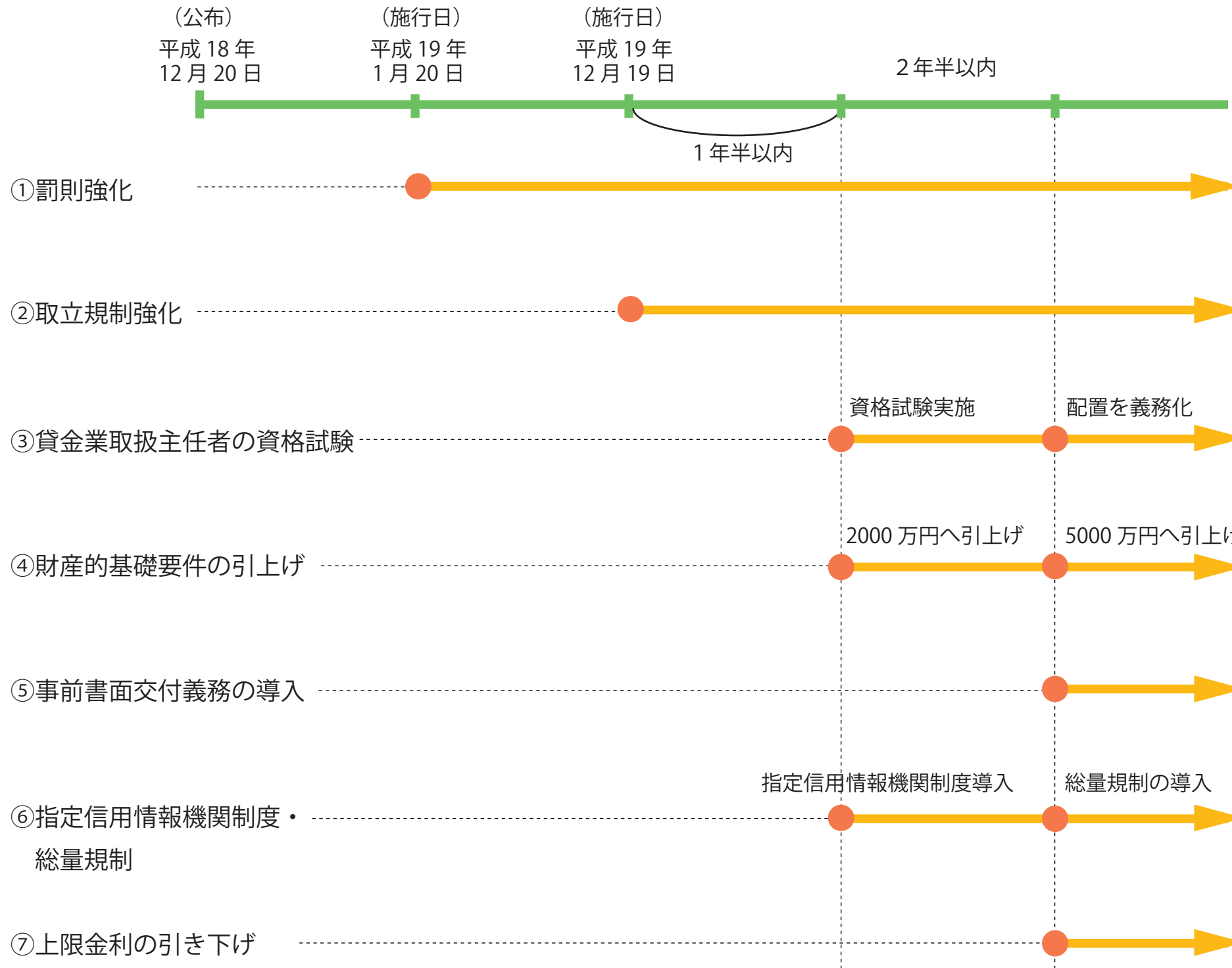
お米のカンパのお願い

私たちは「かごしまホームレス生活者支えあう会」の事務局も運営しております。さまざまな理由で野宿生活を余儀なくされた方が、一人でも多く豊かになって普通の生活が出来ることを願い活動しております。その活動の一環として野宿生活者の方におにぎり・味噌汁配り、月に一回自炊練習と炊き出しを行い、法律相談等も行ってあります。この活動において、週に7kg、月に約30kgのお米が必要であり、お米のカンパを募集しております。



貸金業法の改正について

貸金法施行スケジュール



貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律が平成18年12月13日に国会で成立し、同月の20日に公布されました。この法律の改正目的は、消費者が多重債務に陥らないようにするために貸金業者の業務の適正化及び過剰貸付を抑制する内容等が盛り込まれています。

この法律は4段階にわけて施行されることとなります。本稿時点では第1と第2段階がすでに施行されています。

第1段階（罰則の強化）
無登録営業の罰則を5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金か10年以下の懲役又は3千万円以下の罰金へと引き上げられました。

第2段階（取立規制の強化・業務改善命令導入・新貸金業協会設立など）
取立規制の強化とは、債務者等から退去すべき意思を示されたにもかかわらず、居宅や勤務先等から退去しないことや、夜間に加えて日中の執拗な取立行為も禁止されました。

●ではまもなく施行される第3段階・第4段階とは？

第3段階

財産的基礎要件の引き上げ

貸金業者の新規参入条件として、純資産額が2000万円必要となります。

指定信用情報機関制度の創設

借り手の返済能力の把握のために、信用情報の適切な管理や全件登録などの条件を満たす信用情報機関を指定する制度を導入し、貸金業者が借り手の総借入残高を把握できる仕組みを整備されます。

第4段階

財産的基礎要件の引き上げ

貸金業者の新規参入条件として、純資産額が5000万円必要となります。

過剰貸付けによる規制の強化

与信限度を原則債務者の年収の3分の1とする。つまり、借入の際の調査の結果、総借入残高が年収の3分の1を超える貸付けなど、返済能力を超えた貸付は原則禁止されます。

みなし弁済制度の廃止

出資法の上限金利（年29.2%）を利息制限法の上限金利の水準（年20%）まで引き下げ、いわゆるグレーゾーン金利が廃止されます。

なお上記以外にも多数の改正が行われました。その背景にあるのは、多重債務をめぐる社会問題の深刻さを示しているものと思われます。その問題解決のために今回のような改正が行われたことは、多重債務問題を解決するための一歩になるのではなからうかと思えます。しかし逆の見方をすれば、例えば過剰な貸付が禁止される総量規制が行われることになるため、貸金業者の貸し渋りが増える事や、貸金業者の財産的基礎要件の引き上げにより、今ある貸金業者が資金不足により貸金業者としての登録を抹消させられ、いわゆる「ヤミ金」が増加する可能性も考えられます。この様な事が行われることのないよう、当事務所も、多重債務問題に引き続き取り組んでいきたいと思っております。